

## 第10回 国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局消費者調整課

1. 日 時：平成18年11月2日（木）16時00分～16時39分
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：山本分科会長、大河内委員、大森委員、長岡委員
4. 議事次第

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率（案）について
  - ①平成18年度における業績勘案率（案）について
  - ②業績勘案率（案）について

### 5. 議 事

○**山本分科会長** それでは、引き続きお疲れのところを恐縮ですけれども、定刻でございますので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第10回国民生活センター分科会を開催いたします。

本日の分科会は評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

では、まず本日の配布資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○**西村消費者調整課長** まず配布資料の確認ですけれども、資料1、2、そして参考資料と右上に小さく書いてありますが、この3点セットがお手元にあるかどうか御確認願います。よろしいでしょうか。

○**山本分科会長** どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。本日の分科会は、8月31日付で退職いたしました国民生活センターの川本理事の退職金に係る業績勘案率（案）につきまして、これは分科会の所掌事項となつてございますので御審議をいただきまして分科会としての御決定をいただきたいと思いますと思っております。

業績勘案率の決定の方法につきましては、各事業年度ごとの評価結果に基づき決定されることになっておりますが、国民生活センターの平成18年度の評価はまだなされておられませんので、まず平成18年度における業績勘案率を決定し、その後、在職期間全体の業績勘案率を決定いたしたいと思っております。

それでは、まず平成18年度の業績勘案率につきまして、事務局と国民生活センターから御説明をお願いいたします。

○**西村課長** それでは、まず平成18年度の業績勘案率につきまして、お手元の資料1と参考資料に基づき説明させていただきます。

まず参考資料の方ですけれども、平成17年8月23日の決定であります。このペーパー

の真ん中くらいの「2. 算定の方法」で、(1)の真ん中くらいに「ただし」という文言がありますけれども、そこに「当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は」、まさに18年度ですね。「当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する」とありますので、まずは当該年度、すなわち18年度の業務の概況につきまして国民生活センターより説明をお願いします。

○井守総務企画部長 それでは、お手元の資料1の次のページを開けていただきたいと思えます。「川本前理事の業績について」というペーパーになります。

川本前理事につきましては、平成17年度に引き続きまして総務企画部、経理管理部、相談調査部を所掌いたしまして担当業務を推進いたしております。積極的に推進いたしました。個別の業務につきまして御説明させていただきます。

初めに、「企画調整業務」でございます。ここでは全体の事業調整等を行っておりますが、特に中期計画に基づく年度計画につきましては平成17年度計画の実績評価では大部分の項目におきましてA評価をいただいております。18年度も引き続き、積極的な総合調整を行っております。また、年次報告書であります「消費生活年報」の作成に当たりましては、掲載情報の選定について積極的に指揮を執っております。特に社会問題となりました訪販リフォームやアスベスト問題など、昨年の消費者問題の特徴をとらえた編集内容をつくることにつきまして指揮を執られております。

次の丸の「経理管理業務」でございますが、中期計画に基づく「平成18年度計画」の着実な遂行を図るため、実施計画予算を策定するとともに効果的・効率的な立案の執行に努めております。

今年度の特徴といたしまして、東京事務所が品川にございますが、こちらの建物の老朽化と申しますか、耐震性ということで、耐震性に問題があるという指摘を受けております。これにつきまして予算をいただきまして、3か年計画で耐震の工事をいたします。本年度は初年度であるということで、4月より基本計画の策定、実施調査、実施計画をつくったということで、現在耐震工事の着工に向けて執行しているところでございます。

次の丸は「相談調査業務」になります。相談調査業務の中では、苦情処理専門委員会において次の2点について検討会を開催し、専門家と共に法的な考察を行っております。この苦情処理専門委員会で検討された結果、助言いただいた結果につきましては各地センターなどの苦情処理に役立てていただいております。前半5か月の間にこの2つにつきまして御助言をいただいております。

①につきましては、外国の航空会社の指示によって預けた手荷物紛失に関するトラブルということで、平成17年度に1,740万人の海外渡航者がいた。そういう中で渡航中のトラブルも増加しております。その中でこういった外国の航空会社の指示によって預けた手荷物が紛失した例で、どのようにこういった事案について賠償をするかなどについてまとめております。

それから②になりますが、個人情報の利用と生命保険に関わるトラブルということで、この事案につきましては満期になった生命保険の据置金を加入者の方が請求しようとしたところ、個人情報の取扱いに同意しないと請求できないというようなことを言われた。こういった案件についてどう処理したらいいかということで御助言等をいただいております。

次に、苦情相談を基にした次に挙げる消費者への情報提供について指揮を執り、被害の拡大防止と未然防止に貢献したということで、これは①から7つございますが、相談情報を基に報告書をまとめて記者公表するなどして消費者に情報提供しております。

1つ目が未公開株をめぐる苦情相談が急増しているということで、上場が間近であるとか、必ずもうかるなどといった勧誘で消費者被害に遭っているというようなことで、前年同期の6倍にも達しているということで、こういったことに対して注意喚起するためにこの報告書をまとめて情報提供したということでございます。

2つ目は、申し訳ありませんが、ここは「情報」の「報」が抜けておりますので加筆いただきたいと思います。個人情報保護法の施行後1年間の相談概要についてということで、約1万4,000件いただいておりますが、内容的には不適正な取得をしているものあるいは漏洩や紛失されたもの、それから同意のない提供というようなものが多くなっているということでございます。こういったものについて、その概要について報告させていただいております。

③は、架空請求は依然高水準ということで、手口はより巧妙に引き続き注意を！ということです。平成16年度に67万件的架空請求のトラブル被害があったということですが、マスコミあるいは関係省庁、警察などの連携も功を奏しまして、17年度には25万件まで下がってきてはいるのですが、しかし、25万件という数は決して沈静化しているということではなく、まだまだトラブルが続いているということですので、引き続き注意しなくてはいけないということで、注意喚起のためにも情報提供しております。

④は増加する葬儀サービスのトラブルということで、なかなか葬儀の場でいつ訪れるかわからない死に対して御家族の方が事前に見積もりを取ってその費用を業者からいただくということではできにくいということもございます。また、病院で死亡された場合などは、そこに出入りしている業者がそのまま葬儀まで執行するというのもございます。そういった中で、当初考えていたよりも高額な料金を請求された、あるいは価格やサービスの内容の説明が全くなかったというようなトラブルが年々増加傾向を見せているということで、こういった情報について提供させていただいております。

5番目が海外商品の先物取引、海外商品の先物オプション取引の被害に注意してくださいということ。

6番目は、多発する原野商法の二次被害。

7つ目といたしまして、クリーニングサービスのトラブル防止のためにということで、いずれも消費者への注意喚起ということで情報提供をしております。

その次は調査研究についてということでございますが、調査研究につきましては研究会

の開催、研究書誌の発行など、こういったものについても積極的に指示し、展開させていただいております。こちらの方に、5つ項目を載せております。

①につきましては不招請勧誘の制限に関する調査研究ということで、4月よりこの研究会を立ち上げまして研究をさせていただいたということで、多くの高齢者が契約内容を適正に判断できないために不要な工事であっても、あるいは工事をした後にクーリングオフが経過して、その後に問題があったということで申入れをしてもなかなかトラブルの解決が難しかったとか、あるいは悪質な業者に勧誘されたというようなトラブルが非常に多くなっているということで、不招請勧誘を制限することにより消費者トラブルを一層防止できるような効果が期待できるような方策はないかというようなことについて研究をしております。特にこういった不招請勧誘に関わる消費生活相談の分析や、国内における法整備の現状を調査し、専門家による研究会を設置して不招請勧誘の制限に関する考え方や実効性の確保について検討を行うという趣旨のものでございます。

次に②になりますが、高齢者ホーム等の入居者の権利擁護に関する研究ということで、これにつきましては介護保険制度導入後、有料老人ホームや認知症の高齢者グループホームのほか、集合住宅であるとか、こういったものが非常に増えてきておりますが、これに伴って高齢者のホームや高齢者向けの集合住宅に関する相談も増えてきているということです。高齢者ホームの入居の暮らし方の実態を探りながら、入居者の権利擁護の在り方について検討をするために調査を実施するというところでございます。これも現在進行中でございます。

3つ目が、保育サービスの現状と課題に関する調査研究です。これにつきましては、年々保育需要が増大しておりまして、認可保育所だけではそれにこたえることはできない。認可外保育施設も増加しているという傾向がございます。保育サービスの質や安全性、利用料金なども問題になっております。こういった実情を把握し、保育サービスをめぐる消費者トラブルの実態を明らかにいたしまして、良質の保育サービスを消費者が確保する要件を探るために調査を実施するということになっております。

④は、毎年実施しておりますルーチンの調査でございますが、国民生活動向調査ということで、消費者の日常の商品、サービスの不満あるいは被害、それから国民生活センター、消費生活センターなどの認知度や利用状況などを毎年時系列で調査しておりますが、その中でそれぞれの年に合わせた特定テーマというものも合わせて調査しております。37回、今年度の動向調査につきましては、訪問販売や電話勧誘によるトラブルが増えているということで、先ほど不招請勧誘の調査も行っているということをお申し上げしましたが、ここでも消費者の実態調査をしようということで勧誘方法であるとか契約状況などの実態、あるいはどのように勧誘を受けているかという消費者の方々の意識なども探ってみるということで調査の中に盛り込んでございます。

最後になりますが、⑤は専門家などの方、特に消費者教育等生活問題の研究家の方々に読んでいただく『国民生活研究』ですが、これの2号分を前半で編集・発行、指揮を執っ

たということです。1号につきましては、消費者被害と違法収益のはき出し制度について書いていただいております。また、2号につきましては児童の虐待対策と児童委員あるいは市の児童委員の役割ということで論文をいただいております。また、有料老人ホーム契約の適正化をめぐる現状の課題についても、合わせて論文の中に収録しているということでございます。

以上、簡単でございますが、こういった中で行っております業務につきまして積極的に指揮を執って推進したということが実績でございます。

次のページに移ります。ちなみに昨年度、17年度の業績につきましてこちらの方に添付させていただいておりますが、昨年度、川本前理事が担当したところをまとめております。全体で55項目を評価していただいておりますが、そのうち20項目を担当しております、川本前理事のところでは20項目のうちAを19、Bを1ついただいております。以上でございます。

○西村課長 次に、参考資料の3枚目に別紙がありますが、ここをちょっとごらんになっていただきたいと思えます。

1行目に「各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する」という記述がありますけれども、その算定方法に基づいて計算いたしますと、17年度の基準値は1.0、何しろBが1つしかないということで1.0となります。

よって、18年度の業務勘案率につきましては当該年度の業務の状況が年度計画に沿って順調に行われている。更には、前年度の業務実績などを総合的に勘案しまして、事務局としましては1.0が適当であると考えております。

○山本分科会長 それでは、ただいまの御説明を受けまして委員の皆様から御質問等がありましたら御発言をよろしく願いいたします。

川本さんは独法への衣替えに際しても大変重要な業務を担当されてきたと思えますし、ただいまの御紹介にありますように1.0からマイナスになることはないと思うんですけれども、この基準ですと逆にプラスにすることもなかなか難しいということで、先ほどのような事務局からの御説明があったわけですが、御質問、御意見がありましたらちょうだいしたいと思います。

○大森委員 国民生活センターの理事で終わったときに退職金は出ているんですか。

○井守部長 特殊法人時代のお話でございましょうか。

○大森委員 はい。

○井守部長 そうです。そのときに一度退職金は出しております。

○大森委員 そして、今回2年11か月の分は出すんですね。それで、それを年に直すと余り変わらないものですか。国民生活センターのときと今度の独法のときとの退職金の比率はいいんですけれども、絶対額で言うと割り戻したときに変わらないものですか。

○井守部長 基本的には変わりはありませんが、平成17年に加算率というものがございま

して、これが28%あったのですが、これが変更になりまして12.5%に変わりましたので、その部分では退職金を受ける額はその加算率の部分がございますので少なくなります。

○大森委員 ちなみに、これは絶対額はお示しにならないものなんですか。2年11か月で幾らの退職金がこの人に支払われたのかということは明らかにしてはいけない話ですか。よくわからないんですね。だから、どのぐらいのお金でちゃんと業績を見たかがわからない。1.0はよくわかるんだけど、幾ら支払われることになるんだろうかということです。

○井守部長 役員の給与、年収等は全部公表することになっておりますから出ます。

○山本分科会長 我々の職責としては勘案率を決定するというところでございますけれども、参考までに幾らになるかという趣旨の御質問だと思います。それは別に伺っておいてもまずくはないと思うんですが、今の段階でわかっていて、差し支えないのであれば御紹介いただけますか。

○井守部長 こちらの試算になりますので完全に精査しておりませんが、406万5,000円ほどになります。それで、先ほど御質問がございました加算率、調整率のところですが、これは15年度が28%ございましたので、これは3か月分にかかっておりまして、この部分と、それから16年1月1日からの32か月分、これにつきましては12.5%ですので、この部分はかなり下がって計算されます。合わせて400万ちょっとということになります。

○大森委員 私はそれで結構です。

○山本分科会長 ほかに御質問、御意見、特にございませんようでしたら、平成18年度における業績勘案率につきましては先ほど御紹介があったような当該年度の業務実績の状況及び前年度の業務実績などを総合的に勘案して、1.0と決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございます。そのように決定させていただきます。

次に、在職期間全体の業績勘案率につきまして事務局から御説明をいただきます。

○西村課長 次に、資料2と参考資料に基づき御説明させていただきます。

在職期間全体の業績勘案率につきましては、まず参考資料の方をごらんいただきたいと思います。先ほど見ました真ん中くらいの「2. 算定の方法」で、(1)の上段の方ですが、ここに「退職した役員が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値を基準業績勘案率とする」という規定があります。

ちょっと繁雑ですが、次にまた資料2の方を見ていただきたいと思います。4ページから6ページにかけてで、4ページが15年度の川本前理事の評価結果です。5ページが16年度、6ページが17年度となっております。これを全部まとめたのが3ページ目でマトリックスになっておりますけれども、15、16、17と、いずれもBもしくはCが1つずつという結果になっております。

したがって、先ほど18年度も1.0となりましたけれども、これをトータルしまして

もやはり 1.0、15 年度から 18 年度までずっとトータルしても 1.0 というふうな計算結果かと事務局としては思っております。

これが適当かどうかということで御審議願えればと思っております。以上です。

○**山本分科会長** では、18 年度の業務実績とプラスして、ただいまの御説明も含めまして全体として御質問あるいは御意見がありましたらよろしくお願いたします。

よろしゅうございますか。先ほど私の方は先走って衣替えのことを段取りを踏みませんで言ってしまいましたけれども、特に御異論はないということで在職期間全体の業績勘案率も 1.0 と決定させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。本日決定いたしました業績勘案率（案）を総務省に通知させていただきます。

以上で、本日予定されました議題はすべて終了いたしました。どうも御審議に参加していただきまして誠にありがとうございました。

○**西村課長** お忙しい中、お疲れのところをありがとうございました。